

厚木市地域福祉計画（第7期）の施策体系図【計画期間：令和9年度～令和14年度】

<将来像> 誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

基本理念	基本目標	施策の方向	主な取組（案）	達成された姿
見守り、つながり、支え合い、 一人一人が尊重される 地域づくり	基本目標1 互いに認め合い、一人一人が 尊重され、地域で安心して 暮らせるまち（人づくり）	1 地域で支え合う人づくり	○認知症サポーターの養成 ○子育てアドバイザーの育成 ○地域福祉に携わる民生委員・児童委員等の負担軽減、担い手の育成 ○ボランティア活動の推進 ○支え合い活動の周知・啓発 ○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の充実 ○生活支援コーディネーターの充実 ○福祉人材の確保に向けた取組の推進	「支え手」と「受け手」の関係を超えて 誰もが活躍できる地域ができています。
		2 福祉に対する理解の促進	○認知症の症状や支援体制をまとめた「認知症ケアパス」などの配布 ○障がい者理解のためのガイドブックやヘルプカードの配布 ○認知症普及交流イベントの実施 ○児童・生徒や若い世代を対象にした福祉教育の実施 ○高齢者保健福祉施設や障がい者支援施設等での交流事業の実施	福祉の啓発や学習の機会が充実し、お互いに理解し、 尊重し合える関係ができています。
		3 地域を支えるネットワークづくり	○ゆるやかな見守り活動によるネットワークの推進 ○地域の相談支援機関による包括的なネットワークの構築 ○居場所を利用したネットワークづくり ○地域の拠点である地区市民センターを活用したネットワークづくり ○災害時における避難行動要支援者に対する避難連携強化 ○多様な主体の交流を深め、顔の見える関係性の構築 ○地域の相談機関や福祉サービスを地域に浸透させるツールづくりの検討 ●地域福祉におけるDXの推進 ●ICT（情報通信技術）を活用した地域のつながりづくりの検討 ●デジタル技術を活用し、行政や福祉関係者などが連携して情報を共有できる仕組みの実施	地域の課題や社会資源が地域で共有され、 地域を支えるネットワークが活用されている。
	基本目標2 住民の絆が深まり、地域で支え合う 共生のまち（地域づくり）	4 地域における居場所づくり	○地域住民にとって身近な居場所の周知 ○居場所づくり、仲間づくりの支援 ○公共施設など気軽に利用できる居場所づくりの支援 ○ミニデサービス、サロンや茶話会などの開催 ○生きがいや社会参加につながる活動の充実	地域内の至る所に気軽に集える居場所があり、世間話や おしゃべりをしながら楽しい時間を過ごすことで、 地域とのつながりが強まり、絆が深まっている。
		5 安心・安全・快適な地域づくり	○地域住民によるゆるやかな見守り活動の推進 ○ICT（情報通信技術）を活用した新たな見守りの導入 ○民間事業者との地域見守り協定の充実 ○地域包括支援センターや民生委員・児童委員などに速やかに連絡できる相談窓口の周知・啓発 ○災害発生時に近所同士の助け合いによる支援活動の推進 ○公園・公共交通・歩道などのバリアフリーの促進 ○移動手段の確保、利便性の向上 ○生活利便施設（スーパーマーケットやコンビニエンスストアなど）の立地課題の解決、買い物支援	生活利便性の向上と住民同士のゆるやかな見守り関係が日常 生活の安心感を生み、安全で快適な生活ができています。
		6 生活に困窮する人や不安を抱えている人への包括的な 相談支援の充実	●基幹型地域包括支援センターの設置 ○自立相談支援員の適切な配置による包括的相談支援体制の充実と相談窓口の機能強化 ○就労準備支援事業の充実 ○住居確保のための支援実施 ○生活困窮者世帯のこどもに対する学習支援事業の実施と関係機関との連携	身近に相談窓口があり、本人や世帯の状況に応じて、 一体的かつ計画的な支援が行われ、経済的自立や 社会参加を促す仕組みがある。
	基本目標3 地域社会とのつながりを実感し、 誰もが社会参加できるまち （仕組みづくり）	7 立ち直り（再出発）に寄り添い・支え合う 地域づくり 【再犯防止推進計画】	○住居確保、就労確保に向けた関係機関との連携強化 ○協力雇用主登録の周知・啓発 ○犯罪や非行をした人に対する理解の促進 ○地域住民を含めた「社会を明るくする運動」の実施 ○保護司などの民間協力者や関係機関と連携した犯罪や非行の未然防止のための啓発活動 ○保護司などのなり手不足解消に向けた啓発活動 ○保護司、更生保護女性会などの活動支援 ○更生保護サポートセンターの運営支援	関係機関が相互に連携・協力して支援することで、 犯罪や非行をした人が地域社会とのつながりを実感し、 安心して暮らすことができています。
		●8 重層的支援体制整備事業による 支援体制の充実 【重層的支援体制整備事業実施計画】	○相談支援包括化推進員を中心とした重層的な支援体制の充実 ○地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなど多機関との連携強化 ○ヤングケアラー、8050問題など複合的な課題に対する相談支援、参加支援、地域づくり支援等の実施	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対して、 医療・介護・福祉などの支援機関や地域が受け止める 支援ネットワークがあり、地域社会とのつながりが 実感できています。
		9 権利擁護の推進 【成年後見制度利用促進基本計画】	○権利擁護、成年後見制度の総合的な相談窓口の充実 ○高齢者や障がい者の虐待などの相談支援窓口の充実 ○権利擁護支援センターあゆさぼ、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、 障がい者相談支援センターの連携強化 ○成年後見制度の理解促進、権利擁護支援センターあゆさぼの周知・啓発 ○成年後見制度が必要な方へのチーム支援の推進 ○司法・医療・福祉等を含めた地域連携ネットワークの推進 ○本人を中心とした意思決定支援の推進	一人ひとりの思いや権利が尊重され、安心して 自分らしく暮らすことができています。